

# 指導料・筆耕料に関する規程

## （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会（以下「本協会」）という）が支払う指導料・筆耕料について必要な事項を定めることを目的とする。

## （謝金対象者）

第2条 本協会の業務であって、次条以下に定める業務のうち、公益法人としての本協会の事業遂行に必要なものとして理事会が指定したものに従事し、職務を遂行した者を、この規程による指導料・筆耕料の支給対象者とする。

## （講習会指導料）

第3条 本協会が主催する講習会に、講師として従事した者には、下記の金額を上限として、指導料を支払うことができる。

- （1）主講師 1日10万円
- （2）副講師 1日 3万円

## （筆耕料）

第4条 本協会が発行する免状を筆耕した者には、筆耕料として、1枚あたり300円を支払うことができる

## （金額の修正）

第5条 前2条の指導料・筆耕料については、予算上の制約等やむをえない事由のあるときは、従事者と協議の上、謝金額を減額または謝金を支払わないことができる。

## （改正）

第6条 この規程の改正は理事会にて行う。

## （雑則）

第7条 本規程において支給する指導料・筆耕料について、本協会に法定の源泉徴収義務がある時は、源泉徴収額を差し引いた金額を支払うものとする。

## 附 則

この規程は、令和2年2月17日から施行するものとし、本協会の他の謝金規程等で本規程の定めに相反するものがある場合は、本規程が優先するものとする。